| 確　認　事　項 | チ　ェ　ッ　ク　ポ　イ　ン　ト | 根　拠　法　令（ 省 令 等 ） | 確認書類等(参考) | 点検結果 | 備 考 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | (1) 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っているか。 | 法第51条の23省令第39条第1項 | ・定款、寄付行為等・運営規定・パンフレット等 | 適・否 |  |
| (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っているか。 | 省令第39条第2項 |  | 適・否 |  |
| (3) 自ら提供する支援の質の評価を行い、常に改善を図っているか。 | 省令第39条第3項 |  | 適・否 |  |
| (4) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 | 省令第39条第4項 | ・虐待防止のための委員会、防止ツール（マニュアル、チェックリスト等） | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準１　従業者の員数 | (1) 事業所ごとに専らその職務に従事する地域定着支援従事者を置いているか。ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ又は他の施設等の職務に従事させることができる。 | 省令第40条（第3条第1項準用） | ・職員勤務表・常勤、非常勤職員数が分かる職員名簿 | 適・否 |  |
| (2) 地域定着支援従事者のうち1人以上は、相談支援専門員であるか。 | 省令第40条（第3条第2項） | ・職員履歴書・登録証（写）・従業者養成研修修了証明書 | 適・否 |  |
| ２　管理者 | 専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ又は他の施設等の職務に従事させることができる。 | 省令第40条（第4条準用） |  | 適・否 |  |
| 第３　運営に関する基準１　内容及び手続きの説明 | (1) 利用申込者が地域定着支援の利用申込を行ったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 | 省令第45条（第5条第1項準用） | ・運営規定・説明文書・利用申込書・同意に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) 社会福祉法第77条の規定に基づき利用契約の成立時の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 省令第45条（第5条第2項準用） |  | 適・否 |  |
| ２　契約内容の報告等 | 地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | 省令第45条(第6条準用） | ・契約内容報告書 | 適・否 |  |
| ３　提供拒否の禁止 | 正当な理由なく地域定着支援の提供を拒んでいないか。 | 省令第45条(第7条準用) | ・利用申込受付簿・障害の程度の分かる資料 | 適・否 |  |
| ４　連絡調整に対する協力 | 地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 省令第45条(第8条準用) | ・調整、斡旋等の記録が分かる資料 | 適・否 |  |
| ５　サービス提供困難時の対応 | 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の地域定着支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 省令第45条(第9条準用) | ・サービス提供依頼書 | 適・否 |  |
| ６　受給資格の確認 | 地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、給付決定の有無、給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 省令45条(第10条準用) | ・受給者証（写） | 適・否 |  |
| ７　地域相談支援給付決定の申請に係る援助 | (1) 地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 省令第45条（第11条第1項準用） | ・利用者に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) 地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給期間の終了に伴う給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | 省令第45条（第11条第2項準用） | 適・否 |  |
| ８　心身の状況等の把握 | 地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 省令第45条（第12条準用） | ・アセスメントシート・利用者に関する記録 | 適・否 |  |
| ９　指定障害福祉サービス事業所等との連携等 | (1) 地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 省令第45条（第13条第1項準用） | ・情報提供の記録 | 適・否 |  |
| (2) 地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 省令第45条（第13条第2項準用） | 適・否 |  |
| １０　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを提示すべき旨指導しているか。 | 省令第45条（第14条準用） | ・身分を証する書類 | 適・否 |  |
| １１　サービスの提供の記録 | (1) 地域定着支援を提供した際は、当該地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該地域定着支援の提供の都度、記録しているか。 | 省令45条（第15条第1項準用） | ・サービス提供記録等 | 適・否 |  |
| (2) (1)の記録に際しては、利用者から地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。 | 省令第45条（第15条第2項準用） |  | 適・否 |  |
| １２　利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 地域定着支援を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | 省令第45条（第16条第1項準用） | ・領収書控 | 適・否 |  |
| (2) (1)によりにより金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ているか。ただし、13(1)又は(2)の支払については、この限りでない。 | 省令第45条（第16条第2項準用） |  | 適・否 |  |
| １３　地域相談支援給付費の額等の受領 | (1) 法定代理受領を行わない地域定着支援を提供した際は、利用者から地域定着支援につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額）の支払を受けているか。 | 省令第45条（第17条第1項準用） | ・領収書控 | 適・否 |  |
| (2) (1)の支払を受けるほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において地域定着支援を行う場合は、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 | 省令第45条（第17条第2項準用） | 適・否 |  |
| (3) (1)(2)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付しているか。 | 省令第45条（第17条第3項準用） | 適・否 |  |
| (4) (2)の交通費の提供については、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 省令第45条（第17条第4項準用） | ・同意書 | 適・否 |  |
| １４　地域相談支援給付費の額に係る通知等 | (1) 法定代理受領により市町村から地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該額を通知しているか。 | 省令第45条（第18条第1項準用） | ・通知文書控・サービス提供証明書控 | 適・否 |  |
| (2) 法定代理受領を行わない地域定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 省令第45条（第18条第2項準用） | 適・否 |  |
| １５　地域定着支援の具体的取扱方針 | (1) 管理者は、地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他地域定着支援に関する業務を担当させているか。 | 省令第41条第1項第1号 | ・地域定着支援台帳・サービス提供記録・利用者に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) 管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。 | 省令第42条第1項第2号 | ・組織図 | 適・否 |  |
| (3) 利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。 | 省令第43条第1項第3号 | ・サービス利用計画書 | 適・否 |  |
| (4) 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | 省令第44条第1項第4号 | ・パンフレット・サービス提供記録 | 適・否 |  |
| １６　地域定着支援台帳の作成等 | (1) 地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成しているか。 | 省令第20条第1項 | ・地域定着支援台帳 | 適・否 |  |
| (2) 地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っているか。 | 省令第20条第2項 | ・課題分析の記録 | 適・否 |  |
| (3) 地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しているか。この場合において、地域定着支援従事者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 省令第20条第3項 | 利用者に関する記録 | 適・否 |  |
| (4) 地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。 | 省令第20条第4項 | ・サービス利用計画書 | 適・否 |  |
| (5) 地域定着支援台帳の変更についても、(2)及び(3)の規定を準用して行っているか。 | 省令第20条第5項 |  | 適・否 |  |
| １７　常時の連絡体制の確保等 | (1) 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。 | 省令第21条第1項 | ・利用者に関する記録・連絡体制表 | 適・否 |  |
| (2) 適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。 | 省令第21条第2項 |  | 適・否 |  |
| １８　緊急の事態における支援等 | (1) 利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | 省令第22条 | ・利用者に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) (1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。 |  | ・利用者に関する記録 |  適・否 |  |
| (3) (2)の一時的な滞在による支援について、次に定める要件を満たす場所において行っているか。①利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。②衛生的に管理されている場所であること。 |  | ・事業所の平面図・衛生管理の記録 | 適・否 |  |
| (4) (2)の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行うことができる |  | ・委託契約書 |  |  |
| １９　利用者に関する市町村への通知 | 地域定着支援を受けている利用者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | 省令第45条（第25条準用） | ・市町村への通知文書 | 適・否 |  |
| ２０　管理者の責務 | (1) 管理者は、地域定着支援従事者その他の従業者の管理、地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 省令第45条（第26条第1項準用） | ・辞令・業務日誌・利用者に関する文書 | 適・否 |  |
| (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」に係る規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。 | 省令第45条（第26条第2項準用） | ・組織図・組織規程 | 適・否 |  |
| ２１　運営規定 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④地域定着支援の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額⑤通常の事業の実施地域⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦虐待の防止のための措置に関する事項⑧その他運営に関する重要事項 | 省令第45条（第27条第1項第1～8号準用） | ・運営規定・指定申請及び変更届（写） | 適・否 |  |
| ２２　勤務体制の確保等 | (1) 利用者に対し適切な地域定着支援を提供できるよう、事業所ごとに、地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | 省令第45条（第28条第1項準用） | ・雇用契約書・職員勤務表 | 適・否 |  |
| (2) 事業所ごとに、当該事業所の地域定着支援従事者に地域定着支援の業務を担当させているか。ただし、18及び19の規定により、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援については、この限りでない。 | 省令第45条（第28条第2項準用） | 適・否 |  |
| (3) (2)のただし書きの規定により、地域定着支援に係る業務の一部を他の地域定着支援事業者に行わせる場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果を記録しているか。 | 省令第45条（第28条第3項準用） |  | 適・否 |  |
| (4) 地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | 省令第45条（第28条第4項準用） | ・研修の記録 | 適・否 |  |
| (5) 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 省令第45条（第28条第5項準用） | ・セクハラ、パワハラ防止のための方針等 | 適・否 |  |
| ２３　業務継続計画の策定（新設）※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する地域定着支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | 省令第45条（第28条の2第1項準用） | ・業務継続計画 | 適・否 |  |
| (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 省令第45条（第28条の2第2項準用） | ・研修及び訓練の記録 | 適・否 |  |
| (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 省令第45条（28条の2第3項準用） | ・計画の見直しの記録 | 適・否 |  |
| ２４　設備及び備品等 | 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | 省令第45条（第29条準用） | ・事業所の平面図・設備、備品台帳 | 適・否 |  |
| ２５　衛生管理等（一部変更）※R6.3.31までの努力義務とする経過措置あり。 | (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | 省令第45条（第30条第1項準用） | ・健康診断記録・衛生マニュアル等 | 適・否 |  |
| (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | 省令第45条（第30条第2項準用） |  | 適・否 |  |
| (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次に定める措置を講じているか。①当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②当該事業所における感染症の発生の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。③当該事業所において、従業者に対し、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | 省令第45条（第30条第3項1～3号準用） | ・委員会の議事録等・感染症の発生の予防及びまん延防止のための指針等・研修及び訓練記録等 | 適・否 |  |
| ２６　掲示 | (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 省令第45条（第31条第1項準用） | ・掲示場所確認 | 適・否 |  |
| (2) ただし、(1)の事項を記載した書面を当該施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | 省令第45条（第31条第2項準用） |  |  |  |
| (3) 事業所は(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。 | 省令第45条（第31条第3項準用） |  |  適・否 |  |
| ２７　秘密保持 | (1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 省令第45条（第32条第1項準用） | ・就業時の取り決め等の記録・利用者（家族）の同意書・実際に使用された文書 | 適・否 |  |
| (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | 省令第45条（第32条第2項準用） | 適・否 |  |
| (3) 計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 省令第45条（第32条第3項準用） |  | 適・否 |  |
| ２８　情報の提供等 | (1) 地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 省令第45条（第33条第1項準用） | ・情報提供に関する書類 | 適・否 |  |
| (2) 広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか｡ | 省令第45条（第33条第2項準用） | ・パンフレット等・ポスター・広告等 | 適・否 |  |
| ２９　利益供与等の禁止 | (1) 指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 省令第45条（第34条第1項準用） | ・事業所の自己点検項目 | 適・否 |  |
| (2) 指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 | 省令第45条（第34条第2項準用） |  | 適・否 |  |
| ３０　苦情解決 | (1) 提供した地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | 省令第45条（第35条第1項準用） | ・運営規定 | 適・否 |  |
| (2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 省令第45条（第35条第2項準用） | ・苦情に関する記録 | 適・否 |  |
| (3) 提供した地域定着支援に関し、法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは設備・帳簿その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 省令第45条（第35条第3項準用） | ・指導等に関する記録 | 適・否 |  |
| (4) 提供した地域定着支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは地域定着支援の提供記録・帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 省令第45条（第35条第4項準用） | 適・否 |  |
| (5) 提供した地域定着支援に関し、法第51条の27第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 省令第45条（第35条第5項準用） | 適・否 |  |
| (6) 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 省令第45条（第35条第6項準用） | ・改善内容に関する報告文書 | 適・否 |  |
| (7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか | 省令第45条（第35条第7項準用） |  | 適・否 |  |
| ３１　事故発生時の対応 | (1) 利用者に対する地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 省令第45条（第36条第1項準用） | ・連絡マニュアル・再発防止のための措置に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 | 省令第45条（第36条第2項準用） | ・事故等発生状況報告書・業務日誌 | 適・否 |  |
| (3) 利用者に対する地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 省令第45条（第36条第3項準用） |  | 適・否 |  |
| ３１－２　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。①当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。②従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | 省令第45条（第36条の2第1～3号準用） | ・委員会の議事録等・研修の記録等・担当者の任命記録等 | 適・否 |  |
| ３２　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、地域定着支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 省令第45条（第37条準用） | ・会計関係書類 | 適・否 |  |
| ３３　記録の整備 | (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 省令第45条（第38条第1項準用） | ・従業者、設備・備品、会計に関する記録 | 適・否 |  |
| (2) 利用者に対する地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該地域定着支援を提供した日から５年間保存しているか。①提供した地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録②地域定着支援計画③利用者に関する市町村への通知に係る記録④苦情の内容等の記録⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 省令第45条（第38条第2項準用） | 左記①～⑥の保管状況等の聴取 | 適・否 |  |
| 第４　変更の届出 | (1) 当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該地域定着支援の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | ・変更届・休止届・その他適宜必要と認める資料 | 適・否該当なし | 法第51条の25第1項施行規則第34条の58 |
| (2) 当該地域定着支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 |  | 適・否該当なし | 法第51条の25第2項 |
| 第５　雑則１　電磁的記録等 | (1) 事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 | 省令第46条第1項 |  |  |  |
|  | (2) 事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方法をいう。）によることができる。 | 省令第46条第2項 |  |  |  |

（凡　例）

省令・・・障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）

法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日号外法律第百二十三号）

施行令・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年一月二十五日号外政令第十号）

施行規則・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日号外厚生労働省令第十九号）